

現代市場論批判

—— 2008年金融システム危機・世界同時不況に寄せて ——

永 山 利 和

はじめに (問題意識)

市場問題が今ほど大きく我々の生活を左右する社会組織であることを自覚させたことはないであろう。2007年7月に入ると、懸念されていたアメリカの住宅市場の長期価格上昇が終り、在庫増にくわえて住宅価格が値下りし、サブプライム・ローン債権のデフォルトが急増した。これに連動し、アメリカのサブプライム・ローンの証券化商品にも波及し、証券化商品が値下りした。これらを抱えていた金融機関等に経営破綻が生じた。さらにサブプライム・ローン証券化商品の破綻、金融・証券会社の経営危機や経営破綻に端を発した金融システム危機が生じた。このアメリカ発の金融システム危機は、危機発生の震源地であるアメリカよりも地理的にみると不思議にも原因地域と本格的破綻発生の地域とが大きくずれて現れた。サブプライム・ローン債権破綻に端を発した金融システム危機は、はっきりとその兆候を現したのはアメリカではなく、ヨーロッパであった。

すなわち、金融システム危機は、危機発生の震源地であるアメリカよりも早く2007年初頭にイギリス HSBC の住宅金融で105億ドルの損失発生 (3月22日)、スイス UBS アメリカのサブプライム事業停止 (5月3日)、ドイツ IKB および KIW (ドイツ復興金融公庫) に対し救済策実施 (8月1日)、BNP パリバ銀行傘下3ファンドの解約凍結で ECB (欧州中央銀行) が950億ユーロの資金供給 (パリバショック, 8月9日) など、住宅金融関連証券化商品市場の破綻がヨーロッパで金融機関危機となって顕在化した。

アメリカではムーディーズが RMBS (住宅ローン担保証券)、CDO (合成債務担保証券 = 証券化商品をさらにまとめた金融商品) の格付けを引下げ、S&P も RMBS を格下げするなど金融商品格付けの引下げが生じた。それに遅れていたように見えたアメリカ経済にも2007年央から本格的危機の様相が現れた。07年6月にベアー・スターンズは CDO 価格値下がりに生じた損失を32億ドルの資金注入でしのごうとしたのだが、結局7月には破産法適用になった。続いて10月にシティー・グループの59億ドル損失、11月に500億ドル強の損失そして11月にアプダビ投資ファンドから資本調達し、いくつかの大手アメリカ投資銀行が経営危機に追い込まれ

る。そして2008年9月、世界的に事業展開するリーマン・ブラザーズが連邦破綻法11条の適応を申請し、経営破綻が表面化する。この破綻処理をきっかけに同社の破綻処理にかかわったシェイラー、AIGを連邦準備銀行(FRB)だけでなく政府も財政出動する救済策をとる事態になった。この時点でアメリカ政府がとった金融機関間での不公平な破綻処理をここでは問わない。だが、2008年下期から巨大金融機関の経営危機、そして事実上史上最大の金融機関破綻はアメリカのベアー・スターンズ(JPモルガン・チェースに吸収)、メリルリンチ(バンクオブアメリカに吸収)、ゴールドマン・サックス(銀行持株会社へ移行)、モルガンスタンレー(銀行持株会社へ移行)、リーマン・ブラザーズ倒産が起きた。アメリカの大手投資銀行5社が2008年で一挙に消えた。サブプライム・ローン危機によって、現代金融システムは深い淵に沈んだ。

この金融危機はアメリカにとどまらずフランス、イギリス、ドイツなどヨーロッパ諸国全域を巻き込み、さらにアジア、日本の金融機関をも直撃した。世界的金融危機が展開する事態になったのである。これに伴い銀行間信用は世界的規模で急速に収縮した。アメリカ、ヨーロッパで生じた信用収縮は、日本、中国、韓国などアジアはもちろんのこと、膨大な石油収入をもつイスラム諸国をも巻き込んだ。

さらに世界的金融システム危機の拡大は金融市場における信用収縮現象の広がりとともに、一般事業会社・企業および消費者など、広範な非金融部門にも及び金融・信用取引を収縮させた。金融収縮は住宅金融にとどまらず、特に、自動車ローン、カードローンなどの最終需要を握る消費者金融にも及んで、世界的規模の消費萎縮という現象をもたらした。いわゆる実体経済、すなわち生産・販売・消費という経済活動全体に収縮現象をもたらしている。2008年末現在、危機が金融から実体経済におよび、危機がどこで終わるのか、不況がいつ底を打つのか、その兆候さえ見出だせない状況である。経済的危機が進行するなか、危機が押し寄せて、雇用の減少・失業者の増加、急増する企業倒産をどのように食い止め、正常な経済活動に向かってどのように立ち直らせるのか、それが現代的政策課題に浮上している。

この課題説明は本稿の課題ではない。筆者はそんな力量を持ち合わせていない。ただ、いま押し寄せている金融危機とそれに続く世界同時大型不況の合成力が波及する真最中、いわば吹き始めた嵐の中、経済学は目前の危機と現実の不況に向き合い、経済学のミッション(使命)に関する基本的挑戦を受けているとの予兆を感じる。経済学が金融危機・世界同時大型不況の現実を捉え、具体的に実践的な対応策が求められている。これら諸課題に取り組むには、求められる多くの各論を論じなければならない。その一つに地味であるが経済政策実施の基礎における現代経済政策の思想的背景を取り上げ必要があると思われる。それは市場原理主義とか、構造改革政策等にかかわった新自由主義思想に基づく諸経済政策が今回の不況に深く関係しているからである。

ただし、あらかじめ断らなければならないが、現実が突き付ける諸課題に関して、筆者はいわば素人である。筆者は理論研究者でもなければ、経済政策の専攻でもない。しかし、論議に

参加する理由はいくつかある。第一に筆者自身がこの不況の広がりや奥深さを考えるとき、一市民として市場動向などに煩わされず、無関心や無邪気を装うと欲しても、生活実態において金融システム崩壊、世界同時大不況の枠外にはいられないからである。現代の市場経済では金融危機・世界同時大型不況の埒外に出て生活することはできないのである。第二に筆者は研究領域としては中小企業問題や労働問題研究など現代経済学研究の片隅で研究活動に携わってきた。その関係で金融危機・世界同時大型不況問題に影響を受ける様々な従属変数的な市場経済のステークホルダー達と直接にかかわってきた。中小企業家、建設業・製造業労働者そして公務労働者などとの交わりである。研究上の視点に立てば、これらステークホルダーたちとは、研究の対象であり、経済政策の施策対象となってきた人々である。こうした人々と議論し、そのなかで彼らの地位を向上させる課題に取り組んできた。これらの活動が多かれ少なかれ金融危機、世界同時大型不況に直面し、いま生起している事態の意味を理解しようとしなければならなかったからである。第三にあえて考えなくても現代世界は専門研究分野の枠組を越え、グローバル化の波が蚕食してくる。その結果、学際研究志向の有無を言わせぬ世界競争化の波が及び、片隅の研究領域にもこの波が押し寄せ、その影響に立ち向かわざるを得ない。そうした現実があるからである。

だが事態の重さを能力との彼岸の差を考えると、本稿の試みはいわばドン・キ・ホーテの挑戦のごときものである。ただこれを承知はしているが、あえて寄稿する理由は目前の歴史的現実であるということである。

1. 新自由主義政策の現実における現代市場問題の基礎

新自由主義的政策論議には経済体制、金融、国家（政策、福祉国家体制等々）の領域に様々な論点を設定できよう。これら諸領域検討対象の中で市場問題が中心的論点に意識されていたといえよう。

論議の諸領域のなか、市場とはいっても市場という概念自体が基本的に各経済分野を串刺しにするような位置にある。どの検討対象にとっても共通性を有するのが市場概念である。何よりも現実の実体経済としての事実認識の基礎には市場自体の理解とともに、その在り方、その改善をめぐる市場政策論議に多の論議が積み上げられてきた。政策論議の一接近方法として市場問題への新自由主義的政策論議もまた形成されてきたのである。新自由主義の市場思想に基づく政策体系は、市場優先主義の裏返しとして福祉政策体系を切り詰め、福祉行政が変質せしめてきた。またこの現実的経験から、新自由主義政策の不当性、反国民性などが指摘されてきた。ただし、これらの論議には多くの理論研究がされてはいるが、新自由主義政策への反論の根拠となると、比較的規範的批判に類するものが多い。経済的厚生・福祉等に対する経済学的吟味や新自由主義的商品論など、経済学の基本的カテゴリーをふまえた論議が不十分なまま

道義的、規範的視点からの批判が多かったように思われる。

金融システムをはじめ、失われつつある雇用、所得の回復・補填措置をどのように果たすか。政策課題は山積している。その課題だけでも2008年経済危機への対策が求められている。

ところがこの危機対策も闇雲に対策すればよいというものではない。国家が行政権限に基づいて実施する政策対応は、一定の法的対応の根拠、政策立案・実施の経済(学)的根拠が求められよう。資本主義的市場経済の下では、市場経済を自覚し、意識した政策根拠、すなわち、金融・経済危機の政策的対応には、根底において市場システムそのものの認識が欠かさない。今回の金融システム危機、世界同時大型不況は、それらへの政策対応を検討するに際しても、過去の経済政策思想が持っていた政策主体の市場認識とその政策思想を根拠に実施された結果によってもたらされた金融・経済危機という要因がある。この経済危機には新自由主義的な政策要因があるといわなければならない。その意味で、この危機発生が新自由主義的政策という人為的、政策的要因から惹起された危機を意味しているのである。進行する経済危機の基礎には、そのすべてではないとしても多くの要因のなかに、政策体系における新自由主義的政策、というよりもより基本的に新自由主義市場思想が生んだ危機という側面がある。本稿では、この意味での経済政策の基礎にある新自由主義的市場観に裏打ちされた経済・金融政策が生んだ危機という性格に注目するものである。

顧みれば経済危機発生の根源をたどると、その現実的市場システムの「改革」は、過去40年弱にわたる金融資本主義、市場原理主義を基調とする「市場と国家」関係の「構造改革」政策が生んだ帰結であるといえそうである。その仮説が成り立つとすれば、これらの「構造改革」という経済政策思想の基礎にある現代の市場論を吟味しなければならない。それとともに現代の市場論の新自由主義的政策思想を乗り越え、少なくとも「商品市場」ないし「資本主義的市場システム」の正常化に向けたシナリオを見直さなければならないであろう。

この課題に対して市場原理主義批判とその思想を克服するのに有効な市場論や市場システム確立の論議が不可欠である。ところで新自由主義的市場論の論議は、以下のような時代の画期を区分できるように思われる。

第一に、20世紀初頭における第一次世界大戦を機に生じた社会主義経済体制の出現、あるいは資本主義的市場経済体制の修正ないしは革命的政治過程にだけ拘泥しない資本主義的市場体制を克服する方途を追求するという時代の出現に端を発している。

さらに第二にこの歴史的過程にかかわる論議を継承しつつ、第二次大戦後を機に開始された二大経済社会体制の出現と両体制間の競争・対立の構図がある。すなわちロシア革命以降の社会主義体制および資本主義的市場体制の修正を内包する福祉国家体制との共存・競合時代の出現である。

第三にその後、劇的に、文字通り目の前で展開されたいわゆるソ連型社会主義体制崩壊後に登場する世界規模での資本主義的市場経済体制時代を見ることができる。この新時代には、市

場原理主義が世界秩序と化した観があった。だが、新自由主義的市場思想とそれを基礎とする政策は、国家機能の縮小を旗印に、社会主義体制やその残滓の克服はもとより、福祉国家体制に関してはケインズの国家政策も含めて、市場経済原理主義というべき（純粹）市場機能主義の再生・純化とその強化を図る市場経済化という「鑄型」を国家経済政策に流し込んだ。とくにいわゆる福祉国家体制の修正においては国民生活領域を全面的に市場経済化するという実験的、歴史逆行という意味での先鋭的な金融資本中心のグローバリゼーション体制が世界を覆った段階である。この政策体系が基本的にいまこの現実を支配している。ちなみに、日本における経済政策体系は、ぐらつき始めたとはいえ、もっとも強力にその影響力を有している国家といえよう。それは日本の労働組合運動が、1980年代半からいわゆる労使協調という枠を超え、90年代に至ると労使関係の領域から、市場対国家という国政次元においても市場原理主義政策に労使関係も組み込まれた。基本的に国家の新自由主義政策の進行を止め、軌道修正するほどの国家政策レベルへの影響力が失ってしまったからである。

第四に、そして、2008年半、世界規模で発生した金融システム危機に連続する世界同時大型不況によって、客観的に新自由主義的市場政策思想を客観的、事実にもとづいて評価できる実態が生じた。その意味で経済学における理論研究の段階を脱して、現実の新自由主義政策が破綻する現実を検討材料とし、しかもその検討材料を目前にする時期に生きている、という事実を強調しなければならない。この時期を除いては新自由主義政策思想研究の時はない。そういう時代の真只中にあるのである。その意味で、今日の事態は、一種の歴史的な研究にとって好機なのである。それは、新自由主義的経済政策思想の上では、経済学界の内部批判による新自由主義政策思想の克服というよりも、現実の新自由主義的金融システムの崩壊という緊張がある実物経済事象を目の前にしているということである。

今日の歴史的事態は、その意味で経済学の側に、現実の方から本格的な新自由主義政策思想の批判的検討を迫っているといえる。こうなることが予想され、危惧されながら、現実の金融システム危機、経済システム危機が生みだされた世界同時大型不況という実物教材を使える事態に至っている。実に高い「学習費用」を支払うことになるが、それだけに重要な検討過程の時期に立ち至っているのである。

この意味するところは、市場経済論議の新たな市場理論研究の継承・発展課題が突き付けられているということである。経済学研究の学徒にとってこの事実を意識し、避けて通れないこれら課題が提起されていることが、経済学研究の端くれにとっての課題だということを肝に命ずべきであろう。今日の危機的経済状況に経済学からの課題を設定しなければならない。基礎的研究課題は、たとえば巨額に達している不良債権と化した金融商品の商品性の検討に始まり、市場機能の改革に至る課題の解明が必要である。

2. 現代市場問題への接近の一つの前提 市場を国家との関係を踏まえた市場論

新自由主義政策は市場原理主義を基本原則にしているといわれている。それは現代の経済政策思想において主役を演じる経済政策の原理である。その原理の中核を訊ねると、どうしても市場概念の吟味が欠かせない。この期に及んで改めて市場およびその関係で、市場に対する国家のあるべき対応を問題にしなければならない。といのは、現実には生きているものからみれば、遅きに失するといわれるかもしれない。というのは、現実には生きている生徒からみれば、遅きに失するといわれようとも、現実には新自由主義における市場原理主義は経済政策の中に今なお生き続け、今後もその技術的に市場機構のなかで生き続けるだろう。それだからこそが市場の概念の吟味は古くて新しい研究課題だといえよう。そこで唐突のようにみえるが、新自由主義経済政策思想の中心的基調に置かれている市場原理主義という場合、その市場概念における市場とは何かということである。これはあまり問われることが多くない設問である。それが筆者には結構厄介な思考過程をたどらなければならない課題なのである。

というのは一体市場がいつ頃から生まれ、どのように運営され、発展してきたのか。その歩み全体を解明することは恐らく不可能だろう。市場の発生時期を特定することなど多分できないだろう。それは、言語や道徳さらに法、国家の起源を、時代として特定できないのと同じである。この問いが示す意味は、実は市場成立の時期を詮索する課題などではない。ここでの課題は、市場をどのように意識するようになったのか、ということである。すなわち、社会的組織として市場機能が自立し、市場の組織を時の人々が意識に捉え、その存在を概念的に相対化し、社会経済的な「公共性」等を核に、市場の社会的機能が働くように、適正で、公正な政策的調整機能の実施方針に向けた認識と挑戦の解明であろう。それによって社会や国民の負託を受けた国家機構が市場政策をその視野に捉え、恐らく国家が政策主体として市場機能に必要な役割を担うようになった、それは、市場の「公共性」を国家が意識して国家規制が始まった時期と重なっていると見てよいであろう。それがいつ頃から生じたのかは確かではない。法の起源といわれるハムラビ法典に求めることができるかもしれない。しかし、こうした市場発生の事実認識を起点に、市場という社会組織の解明に踏み込むこと、すなわち科学的研究対象になり、その一環で市場組織を科学領域に取り込む経過をたどったのであろう。その資料的きっかけは文書、研究書に散見される市場に関する記録、論議等から拾い集めるしかない。それら頼りのない、断片的な市場に関する資料の収集と解釈等の作業に委ねるほかに解明の方法はないであろうか。

市場論議の経過にみる経済学的要点に見る通り、市場とはどのようなものかを考える出発点ですら時代特定はできない。市場とはそれほど古い社会組織である。このことを確認するだけにとどまらない。市場という社会組織が特有な機能を持ち、その機能を担う社会的、組織的な

運営規定をもつようになり、しかもその機能が比較的安定的に発揮できる社会組織になったという段階での市場概念をあらかじめ措定しておかなければならない。市場概念とはその社会的機能という特有の機能を担える巧妙な機構と組織運営の実質とそれに相応する組織的、機能的な社会形態とが自然発生的に形成されてきた。その巧妙極まりない組織と運営とは、何よりも貨幣を媒介とする機能の形成である。ということは、現代の市場論議の始まりには、一定の市場概念規定を仮設的にでも設定し、そのうえで分析道具として活用できる装置を設定しておかなければならない。それには、最低限市場概念の大枠を規定しておく必要があるという前提をおかなければならない。

実は市場とは、時代確定が困難な時期から実に巧妙なシンセシスを示さなければならなかった。市場とは商品交換の場というような空間概念だけではないし、ましてや需給関係を規定する仮想的制度というような後知恵にもならない。予定された説明定理の設定のような論理的手続き論にすぎないような形式論理を展開するのでは空論に陥ってしまう。そうした空しい議論に陥ってはならない。これらの弊害を取り除くにも一定の市場概念を規定しておかなければならないのである。

では市場とは何か。市場は無自覚的に形成され、参加者の総体に納得できる一種の巧妙極まりない社会的機能と運営原則が確立している商品交換の機構なのである。その中心機能は物々交換から発生する。けれども、何よりも貨幣を媒介とする交換機能の形成が基本となっている。市場における商品交換は、不自由さをもつ物々交換から始まる。ここにおいても等価交換という、実体としては感覚的にしか把握できないが、商品に直接表示されない社会的平均的な労働時間観念を基礎にした交換である。労働の凝縮量を基底にする等価交換という、実体商品同士の交換が、労働成果の交換行為を実現する基礎である¹⁾。

こうして始まった物々交換市場には程なく多種類の等価形態を担う商品が登場し、さらには市場での取引頻度の増大が、一般的等価形態を担う特定の商品に等価形態機能を独占させるようになる。等価形態を一般的に実現できる商品、私的生産物でありながら一般的に等価形態という社会的機能分担、社会が共通に認知できる等価形態機能を体現する商品を登場させるようになる。意識してそうだったのでなく、歴史的行為の自然的結果として生れたのである。またそうなる論理を有していたというべきなのである。こうして登場するのが世にいう貨幣商品なのである。貨幣商品の登場の意義を改めて強調する必要はないかもしれない。だが、市場における貨幣商品の役割は、商品の登場と市場の形成という社会的分業構造を有する社会の発展要因として、改めて人間社会の行為の“見えざる知恵”の意味の確認が必要であるように思われ

1) 社会的、平均的労働時間という抽象的労働量の概念の特殊性は、抽象的労働概念の把握とともに、労働量測定単位が、一般の「時計時間」ではなく、市場の社会的評価を介した「市場時間」による測定単位に転換されていることにある。社会的平均的時間とは、かかる社会性への変換を体現する市場機能に由来している。

る。それは、貨幣が商品世界に実在する価値のサイン (sign) という価値自身の実在的表現であるのにとどまらず、一般的価値という形で社会的、人間的に象徴 (symbol) 化された社会的共通知の現実的表現である。その象徴化は、言語や法と同様の抽象性をかち得た一般性、公共性であるのと同様の論理様式を含んでいる。

貨幣商品の登場によって商品世界は非貨幣商品と貨幣とに二分される。交換は、原則的に貨幣による商品交換となり、物々交換、非貨幣商品による等価形態での交換の制約は弱まる。代わって市場には貨幣商品という独自の存在に依存する交換になる。それは、商品世界の中でも、一般的価値を象徴する物的存在、もっぱら購買機能だけでも所有する値打があり、いつでもどの商品とでも交換できるという自立した機能性を有する新タイプ商品の登場を意味する。

貨幣の登場とともに、取引形態は直接的商品所有者と貨幣所有者間での交換となる。それによって市場がもっていた時間・空間の制約をも取り払える可能性が生れる。市場における交換は、商品と商品との交換から、貨幣と商品との交換となるばかりではない。市場が有している取引、すなわち、所有者間で使用価値への交換欲求が双方向で同時に生じなければならないという商品交換における空間・時間の同時性、場所的制約性を乗り越えて、商品交換における根本的制約条件として、市場という場所的固定性にこだわらない遠隔地取引、信用取引が拡大する可能性が拓かれる。この制約条件が取り払われることによって市場取引には新次元の形態が登場する。フォーラムやアゴラという規制された時間・空間の制約をこえた取引が可能になる。すなわち、商品の受け渡しに横たわっていた時間的遅延性、すなわち先払い・後払い取引、それに必要な決済機能の登場、為替制度等を媒介する信用取引、それに伴う金融業の登場、そして貨幣以外の信用状などによる取引が登場する。

だが市場の組織機構、運営原理が社会的、科学的自覚に至り、国家による法的規制に至らないまま長い時間が経過したとは思われない。人間社会が無自覚であるにもかかわらず、社会的分業の形成・発展とともに市場組織、機能はあたかもそれ自身の意思を持っているかのように、それを国家機能との結合で、進化、成長した。その結果、誰にでも馴染むことができる市場として、公共性を有する社会組織に成長できたのである。それは、言語、道徳・法、国家の成長のように自然成長的な発展を遂げてきたのである。

むしろ歴史は、間もなく「市場」組織を自覚ないし、意識して概念的に把握する。市場自体を客観化する事象や記録が始められる。それは古代都市国家時代以降であろう。ここには歴史に登場する市場活動のドキュメント、とくに市場と国家との関係が最初から示されているように思える。

たとえば、紀元前1世紀に埋没したポンペイ (Pompeii) の遺跡にあるフォーラム (Forum) は、古代都市国家の国家機能が配置されている。その都市国家機能が配置された施設の中に、“市場”が併置されていた。都市国家時代における市場施設は、国家機能を担う施設の一部に組み込まれ、国家機能の根幹の一つに位置づけられていた。このことは、市場施設は、都市機

能というよりも国家機能の一環に据えられていたことを示していると思われる。すなわち、元老院、裁判所に並んで市場が併設されていたからである。その空間的位置は都市国家機能において国家機能と物的構造上一体となっている、この関係性に示されていることから類推されるように、市場が国家機能と直接的に深くかかわっていたといえる。そこでは市場は、都市機能と見ることできるが、都市国家時代においては都市機能である以上に、国家機能に位置づけられていたと考えられる。

この古代都市国家の都市建造物の配置に注目するのは、国家機能が古代都市国家という社会段階で、都市と農村とが統一された都市空間における商品交換機能を実現する施設という役割に加えて、市場が国家機能とそれを集約する施設と一体だった点である。都市空間よりも国家組織体の一部分として設置された。こうして、国家機能の一部として市場が都市施設の一部に編成され、施設が建設されたと考えられる。市場が都市と農村という産業機能が異なる地域空間を結合する施設空間という観念に沿って建設されたというよりも、国家機能の行政機能の一部として政府機関と一体的に計画・設置された、それゆえに市場が国家施設と考える方が納得できる。

市場の形成は、市場施設の形成とともにほぼ国家機能の一部という位置にあった。したがってそれは同時に市場が、国家と市場との関係、国家が市場を規制する法的体系を持っていたと考えられる。様々な国家機能の整備や機能展開が、古代都市国家という時代から早くもスタートしていたといえよう。市場は、国家の監視・監督機構を必要としたからである。国家はこの機能上の重要性から、市場諸機能に関する法的規制を生み、それに従った制度（市場開設の指定空間、開催日時、使用する標準化された度量衡器、使用通貨の標準化等）もしいに整備されていった。国家機能に基礎をおいた市場ルールやそれに関連する法制が制定され、蓄積された。もちろん市場にはなお多様な市場慣行も法規と同じく後世に継承された。市場は多くの問題をはらみながら、経済規模拡大につれて市場機能が多角的に発展し、その社会的機能の実現の諸手段を生み出してきたのである。社会組織としての市場組織・機構は、かつてポンペイ遺跡に見るような都市国家という段階でも、国家と市場とが一体となり、今日まで歴史的モニュメントとなってその関係性を示している。市場と国家の関係は最初から深いかかわりを有していることが理解される²⁾。

2) マルクスは『資本論』第1部第1章第3節「価値形態または交換価値」の第1項「A 簡単な、個別的な、または偶然的な価値形態」の「3等価値形態」において、3つの独自性を取り扱った。それは、使用価値がその反対物の、価値の現象形態になること、具体的労働がその反対物の抽象的労働の現象形態になること、私的労働がその反対物の形態、直接に社会的な形態にある労働になる、という3点である。このような価値、労働の形態とその転化は、市場機能の発現過程を表現している。その際、マルクスは等価値形態の3つの独自性のうち、とは、「価値形態を、きわめて多くの思考形態、社会形態及び自然形態とともに初めて分析した」アリストテレスの功績を指摘する。アリストテレスの考察は十分ではないが、等価値形態の独自性発見のうちの3分の2の分析がアリストテレスの考

3. 現代的市場機能への接近方法

しかし本稿ではこれら歴史的展開を捨象し、現代の市場機構とその機能を中心に、新自由主義の市場認識を検討することを主題にしている。この観点から新自由主義を論ずることが課題である。こうした歴史展開の論議を抜きにした論議は、論理的飛躍であり、それは不十分だとの誹りを免れないことは承知する。しかし力量不足に、忸怩たる実情を顧みたくうて、現代市場、とくに今日の市場の機構や機能の個々にわたる問題の重要性もさることながら、一国民一市民として現代市場の諸影響を強く受けていることを前提に、一般的な市場論議の水準で接近することを許されるであろう。

この寛容さを前提に論議を進める意図は、上記の「はじめに」に述べた新自由主義的思考に、その特徴が見えるように思えるからである。現代経済および各種国家政策領域では、市場が有する影響力を配慮することなしには、市場の基本的機能、すなわち市場それ自体の社会的意味とともに市場と国家との基本的関係も論じられない。まして、市場とは果たして現代の新自由主義者のいう国家の退場論がいうのとは異なり、市場に対する国家の歴史的関係の解明抜きには論じられないであろう。この論議なしに、国民、市民としても市場重視、“市場に聞く”政策論議もできるはずはない。新自由主義者は、市場論抜きにしかし、市場の社会的影響力、市場と国家との関係の中で市場が国家に取って代わるような市場と国家との代替可能性を広く政策展開しようとする。だが、その際には、市場の本質的機能論を基礎にしなければならない。市場原理主義といわれる新自由主義的政策論における市場とは、どのような市場概念なのか、が問われる。が、これを論じるに当ってはまず市場自体の基本的な大枠を規定しておかなければならないであろう。

この論点を踏まえたうえで、現代の市場経済危機に発展しかねない金融システム危機・世界同時大型不況に政策的対応には、市場分析の一般的な認識を示さなければならないであろう。どの問題領域であるかという明瞭な限定を置かずに、また各種明瞭な諸事実を捨象して市場と

察であることを記述している (K.マルクス, 社会科学研究所監修・資本論翻訳委員会訳『資本論』第1部第1篇第1章第3節, 新日本出版社, 1988年, pp96~103.)。紀元前4世紀半ばを生きたアリストテレスは、古代都市国家における市場を見て、『ニコマコス倫理学(上)』(岩波文庫)における「比較」の重要な思考方法に言及してこの発見に言及している。この中でアリストテレスは「比較」という思考方式は、「比較」対象となる事項に共通性、同等性がなければならないことを指摘している。だが、商品交換においては共通性、同等性がない場合でも「比較」と同様の行為をしている、これは「比較」不能にもかかわらず「比較」するのは、交換行為に必要なための応急手段、便宜性に基礎をおく異例な事象であると解釈している。この点を指摘したマルクスはアリストテレスから市場交換における等価性の内実を発見するに至ったのである。だが、市場論から逆転してみると、古代都市国家における市場の交換過程に分析のメスを記録したアリストテレス『ニコマコス倫理学』には市場分析への考察が行われた明確な痕跡をとどめていることを示す事例になる。

国家との関係論だけを通して、新自由主義的市場論を対象に市場観、市場論を検討することは誤りであること、これが主題である。

市場に対する接近方法は、特に現代の経済システムの危機的状況に関連していることから考えると、基礎的検討課題は市場に関する基礎的理論にとどめるものではない。市場と国家との関連に加えて、そもそも市場自体が有する私的性格とともに社会性、公共性を論じなければならない。今まさにそういう状況に突き当たっている。

とくに現代社会は、市場による影響が個人はもとより、様々な社会的組織、さらには社会自体を政治的、行政的に統治する政府組織（国および地方自治体やその周辺組織）など、多方面に及ぶ。たとえば同じ経済社会の中でも金融のネットワークが国民生活の隅々にまで張り巡らされ、多様な金融商品に関する情報があふれている。金融商品の氾濫ともいべき現状は、金融商品やその市場情報における市場参加者たちの間に存在する金融商品に関する情報ギャップが所得格差の要因になりうることは明らかである。このことが今回の金融システム危機の中でも証明されている。市場情報を専門的に収集、分析、評価しながら資本蓄積を果たす格付け会社の事業活動は、金融商品の情報収集、解析、運用機関等との接点抜きには活動できない。それだけではない。企業活動を社会的に実行する場合、その収益状況をはじめ、収益の配分、収益の社会還元等々、現代企業社会では多くの関係者を有する。なかでも市場との対話が企業評価の基本的評価要素になっている。株主重視経営などといわれる経営方法は、一方でヘッジファンドが取引の一環に加わっている。そのうえ M&A 取引内容では、企業自体が取引対象、すなわち明らかに“企業商品”という取引市場が成立している。しかも企業組織の取引市場においては、株主、経営者、証券市場など市場参加者における法的規制に大きな格差がある。一方の株式会社は証券市場に上場する条件として、企業上の一定の事業活動の情報開示が義務付けられている（証券取引法やその関連法）。それに対してヘッジファンドの側には、法的情報開示が求められず、企業取引情報に関する国家の法的規制外で活動できるし、それによって規制上の優遇というようなギャップも明らかにある³⁾。

そこには債権・債務の証券化における市場行動規制格差がある。金融グーバリゼーションの規制様式にも多くの抜け道が作られていた。この市場規制をめぐる市場と国家の関係論議には、市場に登場する商品自体が大きな変貌を遂げているうえに、市場に登場する商品は多様化して商品自体の一部には経済学が規定している商品概念をはるか超えた商品を取り扱う市場になっ

3) 格付けとは本山美彦によると「償還リスクに関する単なる意見」にすぎない。格付け会社は「利益相反」という矛盾する業務を同一組織が行う事業を意味する。この事業において起債者は自らが発行する債券価格を高く売りたい。購入する投資家は、なるべくそれを安く買いたい。起債者と投資家との関係において、格付け会社は中立的姿勢が求められていても、格付け会社が起債者の債権販売に介入することになる。このことを、格付け会社の「利益相反」という（本山美彦「格付け洗脳とアメリカ支配の終り」(ビジネス社、2008年3月、p.193)）。この問題は国家が市場の「私的性格」問題で誤った処理を行ったことに根本にある、ということである。

ている、といえる。市場論とともに、市場の基礎にある商品の基本的解明手法を古典派経済学的論議の段階にとどめておくことができない。かつて、ヘーゲルやマルクスが想定できなかったし、想像もしなかった商品が巨大市場と化している。これら新商品、とくに金融商品・証券化商品の登場は、市場とその機能自体が、市場参加者の想定を超える展開を示し、今日生起している諸現象の解明課題に、かつてない解明手法、解決手続きを増さなければ解明できなくなっている、といえるのである⁴⁾。

技術が進化し、産業が成熟し、社会的分業が細分化し、商品の種類もふえた。しかも金融商品の事例に示されているように商品化手法、取引方法、市場化方法も多様化した。これら商品と商品化、市場化手法における諸変化を踏まえて、市場を管理・運営するシステムは、その変化に絶えず対応していかなければならない。商品経済に関する市場の管理・運営・ルールという統御方法は、技術革新、産業構造、市場をめぐる諸関係の変化によって市場の管理・運営・統御の基準も更新されなければならない。社会的分業が進化し、市場経済が質・量両面で多様化・多面化すれば、市場機能とそれを支える市場機構も取引技術の革新、取引処理費用の節減

4) マルクスが今日の金融商品を想定していることはなかったと言ったが、実は今日の課題を、若きマルクスは鋭くも相当見抜いていたというべきであろう。『経済学・哲学手稿』において、マルクスはシェクスピアが「貨幣の本質を見事に描きだしている」としたうえで、貨幣の本質とは何かについて、貨幣は目に見える神であり、人間的、自然的属性をその反対物に変じるもの、所持物の全般的な倒錯と転倒とである、貨幣は一般的な娼婦であり、人間と諸国民との一般的とり持ち役である、「この神的力は人間の疎外された類の本質、が生かされつつあり、自分を譲渡しつつある類の本質としての貨幣の本質の中に存している。貨幣は、人類の外化された能力である」(マルクス、城塚登、田中吉六訳『経済学・哲学草稿』[岩波文庫、2007年11月、pp. 183~184])。さらにその能力とは、「貨幣を持たない者にとっても需要は実存する」としたうえで、その「表象上」の需要は、「非現実的な無対象的需要」が、「貨幣に基づいた有効な需要と、私の欲求、私の情熱、私の願望等々にもとづいていた無効な需要との区分、私の内部に実存する単なる表象と、現実的対象として私の外部に私にたいして存在するような表象との間の区分である。」(同書、p. 184)。すなわち、「貨幣は、表象を現実にし、現実を一つの単なる表象にするとところの一般的手段および能力、人間としての人間からも社会としての人間的な社会からも由来するものではない外的な一般的手段および能力として、一方では、現実的な人間のおよび自然的本質諸力をたんに抽象的な表象へ、それゆえ不完全なものへ、悩みにみちた妄想へと変じ、また他方では、現実的な不完全性や妄想を、つまり実際上では無力でただ個人の想像のなかでのみ実存するような本質諸力や能力を、現実的な本質諸力や能力へと変じるのである」(同書、p. 185)。ここから、貨幣は悪徳を徳に、主人を奴隷に変ずるような倒錯を引き起こす力として現れ、「できないことを兄弟のように親しくさせる」、と述べて、貨幣の力への変転、転化の可能性を指摘しているように思われる。人間の欲望追求や富致欲の強さとともに市場システムのあり様が「有効需要」と「無効需要」とを区分し、貨幣のあり様を社会的に規制する方向を示唆している(同書、p. 186)。今日世界におけるグローバリゼーションを推進した“金融権力”の実態解明において、基本的な分析課題設定の方向性が示されている。証券化過程は、この「証券化」に加え、ヘッジ・ファンドの活動を社会的市場規制の枠外に外し、格付け・資産時価会計処理方式などの評価(価格設定への偽装)制度を持った市場における債権・証券取引の不公平性を基礎においた“金融市場劇場”で演じられる魔法を解き明かす手法への視点、金融権力解明に必要な視点が、そこにはある。

という「良心的」技術革新を進めなければならない。市場取引技術の革新は、新商品・新事業革新を進め、新商品、新事業モデルを生む契機を増加させる。この流れは今後も継続することであろう。

こうした市場活動の変化に関する重要な課題から市場分析視角を設定し、各分野に生じている課題にこたえる帰納法的接近という方法には多くの利点がある。この40年近くにわたり、市場機能は高度化し、システム化されてきた。だから帰納法的接近で市場機構、市場メカニズムの一般的特質の解明に到達できる可能性はあろう。しかし、将来起きる可能性の高い市場の人為的「改革」課題に対処するこれまでの経過をたどると、そこには多くの改革とともにそれ以上に将来を想定するリスク問題、すなわちどうしても演繹法的接近を事前にチェックできる政策をシュミレーションしておくべき課題が出現していると思われる⁵⁾。

帰納法的、歴史的方法だけにとどまるならば、部分から全体に至る回路のどこかに欠陥があると、市場全体の崩壊に至る危険もまた大きくなる。予想される事態に対応しきれない事象が生れる、と考えなければならない。今日にまで急成長と遂げてきた資本主義的な金融・資本市場拡大における危機発生要因となる債権化商品と格付けシステム、それらの取引システムが有する隙間。国家による市場規制と規制改革に横たわる多くの抜け道が今回の新自由主義的政策がたどった想定外の事態。フラクタル分析者であるペルワ・B・マンデルブロ『禁断の市場』(高安秀樹等訳、東洋経済新報社、2008年6月)などが指摘する無視できたと思われたリスクが、市場経済活動発展のなかで備えてしまう予期せぬリスクの発生。さらにK.マルクスが早くから目を付けていた貨幣ないしは「金融権力」が市場における人間の行動が生む市場における参加者の倒錯。また市場参加者の心理的動揺によって加速される市場全体のボラティリティーの増幅。そういう避けられない現象が引き起こす事態への政策課題提起がなければならない。そこには資本主義の市場の枠組みにかかわって生じる市場問題のみならず、資本主義的経済市場全体の体制問題を体系的に論じる方法が意識されるべきであろう。この問題意識がないと歴史的な社会経済体制における連続性と断絶性とを論じる回路を断ち切ってしまう恐れがあると

5) プレトムウッズ体制の転換、変動相場制への移行の中で、今日の金融資本主義が静かに、だが新しい、より力強い形で始まった。それは、シカゴ商品取引において貿易事業者以外に為替先物取引が禁じられていた為替先物取引の解禁で始まった。1972年に、早くもレオ・メラッドはCME (Chicago Mercantile Exchange) 為替先物取引開設に向けてこの規制を緩和するような論文をフリードマン教授に書かせて、アメリカ議会、財務省を動かし、為替先物取引の道を開いた。さらにファニーメイ (連邦住宅抵当公社)、フレディマック (連邦住宅貸付抵当公社) が、1970年代に大量の債権を買い取り、政府自身の手で証券化商品 (たとえば住宅ローン担保証券: RMBS) を通じて、住宅ローン市場に積極的な資金供給を進め、アメリカ住宅金融市場の40%強を占めるほどになっていた。アメリカ政府の住宅政策は金融化による世界化・地球化政策に政策的土台を築いてきた。こうした市場機能の金融化が世界の生産機能を変質させた。それはマルクスが気づいていたように、欲望充足手段における貨幣、その現代的形態としての証券化といった市場化手法を「進化」させた金融商品を「表象」にして、世界を手に入れようとしていたのである。

思われる。

経済学が現代の資本主義を論じる場合に、資本主義体制の根幹をなす資本主義的市場システムの構造及び機能の維持可能な仮設の条件を描いておかなければならない。そうした基本的な資本主義経済体制の特質と限界の探求なしに、資本主義の過剰生産の抑制を効果的に進め、合理的で、経済社会適的な金融危機発生レバレッジを基本とする投機の抑制等、新たに経済社会のあるべき方向を展望する社会経済体制形成の論議は開かれぬように思われる⁶⁾。

こうした現代資本主義的市場経済が抱えている異常事態発という資本主義的市場経済の基本的な不確定、不安定という課題への解決ないしは緩和策は、システム全体の崩壊とそれがもたらす人間の直接破壊（貧困、生命喪失、住宅など生活必要資産の喪失、社会的共同施設や制度の破壊等々）をもたらさないように、歯止めする予防策が考えておかなければならない。人間破壊を生む可能性をはらむ資本主義的市場経済だけに、今後展望が持てる政策方向を見出すこと容易ではないが、それを追求しないわけにはいかない。

問題は、市場自体において現実起きているシステム危機を、真に経済を発展させていく方向という論点で整理し、政策課題にしなければならない。そうでなければ市場か国家かのいずれかを選択するという単純な図式で処理されてしまう。この問いへの解は、市場に参加する主体者間関係の一般的構図すなわち、階級視点とともに市民社会的視点を踏まえた論議が必要である。その問いに対する一般的関心はたとえ低くても（この点に常に神経を緊張させておくことは通常難しいし、実際上困難である）、問題を避けては通れない課題となることがあることは指摘しておかなければならない。金融システム危機、世界同時不況という現実的課題に逢着した現代資本主義の経済システム危機が生じた以上、発生の背景、またそれらを改善する基本的方法の論議を虚心に論議し、これから政策方向、というよりも実際の改善を獲得する方途を論議すること、これが最重要課題である。

とはいえ、これまで新自由主義に関する具体的研究に関しては、その実態をたどる正確な事実資料が乏しく、学説的にその発生・展開を研究することに耐えるだけの十分な事実材料が乏しかった。とくに、新自由主義に関する頭脳集団を構成してきたモンペルラン協会等に関する材料は乏しかった。しかし、現代の資本主義、市場経済が果たす役割の巨大な影響力を有するに至っている事実を照らして本格的な研究ができる成果を上げつつあるように思われる。

その意味で改めて新自由主義体系の批判的研究と、それを通じて、1970年代以降における

6) 市場における投機、なかでもLBO (Leveraged buyoutというM&Aの際に、資金調達手段の1つで、買収に必要な資金を被買収企業の資産や将来の事業キャッシュ・フローを担保として調達することで銀行借入、債券発行による方法)などはレバレッジやジャンクボンド投資の拡大とその投機行為の崩壊の危機とそれが歴史的に繰り返された歴史をJ. K. ガルブレイス『[新版] バブルの物語』(鈴木鉄太郎訳、2008年12月、ダイヤモンド社)は平易に記述している。しかしここでガルブレイスは懐疑主義と誤りがちであることを指摘するに止まっている。

“失われた40年”というべき市場原理主義、「構造改革」推進の思想的根拠を批判する作業に及ぶことが必要でかつ可能な条件が増しているといえよう⁷⁾。

それどころか市場が国家にとって代わるほどに強力な市場に成長したという事態の分析を続けながら、現在起きている事態に対する市場機能に対応する国家の役割、国家と市場の関係調整をどのように果たすのか、これが大きな課題である。その際、市場と国家の関係性もさることながら、市場を規制する方法論よりも、市場機能を評価する社会科学的基準、criteria (準則) の議論が必要である。例えば市場に関与する一般的消費者の法的地位、また企業活動にしたがって生産した生産物が過剰生産により労働の結果が貨幣と交換されず、貨幣が資本に還流されず、労働生産物が未実現となる。これら負担の多くが労働者の失職や労働条件低下要因につながり、結局労働する者に背負わされていく。

こうして市場関係を少し広く考えると、現代問われている市場問題には、経済問題の枠を超えて“政治経済学”と規定した古典派経済学時代の視点の再評価が必要になってくる。それには、経済学が規定する市場、法律(学)が規定する市場、さらには社会学が規定する市場等々、様々な側面があろう。だが、それらは社会科学研究方法が多様化している以上当然の帰結といえる。しかし他方では、市場が有する権力の現実を前にして、経済学が市場とどのように対話するか、それらを方法論上どのように取扱うか、これら論議の基本的フレーム、すなわち論議に参加すべき基本的社会階層の構成などを論議する必要がある。

この論点を据える最大の動機は、現代市場取引が成長する根拠、しかも世界的規模に急成長した資本・金融市場における新商品登場の意味やそれを取引するシステムを吟味することなしには経済学的論議はできないからである。

そこで資本主義的市場の世界的金融市場システム、ないしはそこで発生している資本主義市場経済システムの危機を契機に、市場システム危機発生の要因析出といった限定された問題設定、その研究作業も有用である。しかしながら、市場経済システム危機の克服に必要な対応策を検討するまえに、市場自体に関する基本的論議が欠かせないと思われる。問題の核心は、市

7) 最近、権上康男編著『新自由主義と戦後資本主義』(日本経済評論, 2006年12月)がまとまった研究成果を公表している。この研究が指摘しているように、新自由主義研究におけるドイツの「オールド自由主義」、「フライブルグ学派」、「社会的市場経済」等の概念が、今日日本で主流となっている「新自由主義」といかなる関連と相違を有しているのか、それらの関連性を正確な資料に基づいた研究が少なく、またその研究意欲も乏しかった。しかし、フランスではルイ・ルージュの個人文書の整理と開示、F.A.ハイエクの個人文書、モンペルラン協会文書の開示などによって、「リップマン・シンポジウム」、「自由主義刷新国際研究センター」、「モンペルラン協会」などの組織やその活動の実態が、各種シンクタンク、ロビイストによる議会対策等によって、新自由主義的政策が各国に浸透する過程の一部が明らかになりつつある。『新自由主義と戦後資本主義』は、リップマン・シンポジウム、モンペルラン協会設立から第二次大戦後の新自由主義の展開を扱おうとしている。しかし、近年の金融資本主義を中心とするグローバルイゼーションや規制改革、構造改革政策に至る直近の経過は扱われていない。この研究グループによる直近の事象の解析の成果が待たれる。

場と国家との関係以上に、市場自体および国家自体の現代的市場との本質関係性を、今日的に状況に即して論議しなければならない。

現代的な市場機構・市場機能論の焦点は、新自由主義政策を推進する論拠となる市場原理主義における市場概念の検討が不可欠である。しかしその市場原理主義的市場論の批判基準の設定が欠かせない。新自由主義の市場論、とくに F. A. ハイエクなど現代に市場原理主義といわれる潮流の核心は、市場と国家というよりも F. A. ハイエク流に言えば市場と経済体制の関係の中で市場をどのように把握するのかに重要な焦点がある。新自由主義論の市場観、市場論を多角的に論じることの重要性は否定するものではない。だが市場の基本的論点を経済学の枠を超えて検討しなければ、経済学自体の課題も解明できない状況が生じている。経済学の方法論を改善すべき時期に来ていると思われる。

だが、現実に新自由主義政策が浸透してきたこの40年近い論議のなかで改めて市場自体が存在する意味、その機能の論議はどのような分野が考えられるであろうか。とくにここでの方法は学説史的考察と異なり、何よりも新自由主義がいう「自由」ないし「自由主義」の理解（誤解）、それら自由論、自由主義に基礎づけられた新自由主義の市場概念、これら市場理解の中に置かれた市民、国民あるいは消費者概念、新自由主義概念上に築かれている市場に対する国家的介入の必要や介入否定に関する根拠、市場に対する制御の不要性ないしは国家等の社会組織からの介入を解放せよとの主張、市場機能の多様化、現実に市場・企業によって広げられる市場機能の社会性の拡大、国家をも十分肩代わりできる企業組織による国家機能への浸透構造の構築、またその中での政策推進がもたらすであろう限界に対する国家組織や準公共組織による新たな補完的な介入・規制体系の登場等で、市場による国家機能の柔構造化、弾力化の方向、等々を扱っていることを根本的に論議する必要がある。

これらの論議を踏まえ、市場が国家を後退させるのかという二項対立ではなく、さらなる市場・企業による国家機能への参入・浸透という現実の論議にも向き合わなければならない。これらの包括的論議を抜きにしては経済学がその存在意義を問われかねないからである。

4. 現代市場論を論ずるにあたって考慮すべき論点 古典派経済学市場論の基底

新自由主義論議において無視すべきでないと考えられることは、古典派経済学の経済的自由に対する概念、ないしは誤解を指摘しておかなければならないということである。とくに新自由主義に関わっては、ハイエク、ロストウなどは、フランスのレッセ・フェール政策思想あるいは A. スミスの国家の経済政策を軽減させるという政策主張を、自動的予定調和、あるいは市場のメルヘン、旧式自由主義として一蹴する。だが、この視点へ現代的課題からの逆照射が必要である。あるいは、A. スミスの「見えざる手」についても A. スミス自身がどのような文脈で述べているかを検討すれば、市場機能と国家機能との関係を象徴する規定に関する新自

由主義学説が有するという誤解が明らかとなり、古典派の見解の再評価が必要となろう。

ちなみにA. スミス経済学を簡単に振り返ってみよう。彼は市場論構築に際してその基礎を労働価値説とともに分業論においていた。労働価値説、分業論は、その構想構築の系譜をたどれば、フランス重農主義、すなわちフィジオクラートの強い影響の下でスミス独自の視座を設けていた。A. スミスの労働価値説は、一方では資本主義的生産における生産的概念をF. ケネーからフランス・フィジオクラートの生産概念との交流の中から発展させていった。その核心は、フィジオクラートが生産部門は農業（生産）であるという仮説を据えていたが、富の生産、生産的産業部門は唯一農業であるとの規定に基づき、F. ケネーの「経済表」に示されているように、生産された富の交換・循環範式を構想し、それによって富の再生産様式を提起した。そこにはフランス産業政策を植民地拡大の重商主義路線からフランス農業重視の国内政策への転換とそれを基礎にした財政政策を提起していた。ケネーの経済表は社会的再生産構造の範式化であり、その見方を変えれば社会的分業関係の“生理学”（physiologie）の上に展開されたとみることができる。生理学者 physiologiste の語幹に相当する physio-とは自然・天然を意味することから、physiocrate とは生理学者のように社会の運動を考える主張者の意味である。医者であったF. ケネーは社会の中に見出される生理現象、社会の運動機能の把握を可能にする物質（生産物）循環を社会階級としてマトリックス表（経済表）に纏めたのである。

F. ケネーからフィジオクラートは、これら再生産構造と一体となっている市場構造の認識から導かれる当然の帰結として、国家にとっての市場政策の中心は覇権主義を押し広げてきたコルベティズムに代えて、国内の生産的産業（農業）を担う農業者＝農民の決定的位置を認め、フランス農民経済振興政策を経済発展の基礎にすえ、農民中心の農業生産政策をレッセ・フェール（“laissez-faire, laissez passer”, 「為さしめよ、行かしめよ」）というスローガンに集約したのである。この場合、立脚していた思想は、荒廃した農村、疲弊した農民を鼓舞し、国家財政基盤確立の国家産業政策を提起したのである。フランスの国家経済・財政政策の戦略産業に農業を据えたことは、当時の疲弊したフランス経済を立て直し、現代に引き継がれる経済政策論にも共通する課題を含んでいる現実的経済政策論議である。それはホブス流の“万人の万人に対する戦い”という結末無き事態にゆだねる結果から導かれる新自由主義者のいう「自由放任」でもなければ、市民の勝手な衝突を放任にしたうえで、素朴に市場秩序の形成にゆだねる市場に関する基礎論を与えようとした意図などは全く異なる見解であった。この点で新自由主義者の主張には、学説史的に不正確さが鮮明である。

これについて、フランス留学を踏まえたA. スミスは、フランス重農主義、フィジオクラートに対する継承とともに反論をも意図していた。『諸国民の富』の章別編成の冒頭第1章「分業」にその意図が現われている。A. スミスは、農業だけが生産部門であるとのフィジオクラートの説に対し、農業と並んで製造業が生産部門であることを論証する意図をもっていた。この表現が『諸国民の富』の第1章に「分業」を置いた理由があり、その意図の実証を、農業

と並んで製造業こそ価値を生み、富を増殖する部門であることを証明しようとしたのである。価値生産、すなわち富の増加の基礎こそ「分業」である。すなわち第1章「分業」で企業（工場）内分業がどのように生産的であるか、これをピン製造の実例を上げ、古典的な生産性比較を行い、ロンドンの労働者階級がなぜアフリカの王よりも豊かな生活手段の消費を可能にしたのかを取扱った⁸⁾。富の増殖源泉には企業内分業を組織した製造業が、十分に富の増殖機能を有すること、すなわち生産的役割を果たしていることを前面に押し出そうとしたのである。

A. スミスは、富の生産、すなわち（価値）生産概念に関してフィジオクラートの限界を押し広げた。彼はフィジオクラートの農業生産部門説に加えて製造業の役割を明確にしようとした。A. スミスの論議はイギリス国家の産業政策を導く有力な政策根拠となった。そのうえ A. スミス自身もグラスゴー大学側の猛反対を押し切って J. ワットの開発・試験工場を大学内に“誘致”し、文字通り実践的にも産業革命を背景から政策的に支援した。とはいえ、その経済理論の論拠となった A. スミスの分業概念は、徹底的に企業（工場）内分業である。いやむしる企業（工場）内分業と社会的分業とのを区別せず、生産力的側面のみで分業を取扱い、社会的分業を独自の生産性向上要因という範疇に設定した。だが、その観点から市場経済を分析する道具にするには至らなかったといえよう。A. スミスは、フィジオクラートが持っていた社会的再生産、すなわち市場取引を媒介する社会的市場の発生要因とその交換を担う産業部門間での価格形成、価値および使用価値交換の社会、それは有機的、生物的有機体にも擬させるべき *physiologie*、生理学である。しかしフィジオクラートは、その下で市場機能が多様に進化するエネルギーを有する製造業のダイナミクスを見落としており、そこにスミスが製造業を取り込んで再生産機構発展メカニズムを発見するには至らなかったフィジオクラートの限界に気づいていた。

しかし A. スミスは簡単ではない。『法学講義』の第二部「生活行政」において「分業の原因としての交易性向」という節がある。ここで分業に対してスミス分業論の曖昧さと再生産論における人間の動機づけを優先する社会進化を促す主体的力量を強調しようとする市民社会への信頼、その基礎にある自然人から出でて自然法を克ち得るに至る、分業に特化する心的動機を見出そうとした。その第一は、分業が「人間の慎慮の結果だと想像することはできない。……それはある人が他人と交易するという、人間本性の直接の性向から発生するのである。……」（A. スミス、水田洋訳『法学講義』岩波文庫、2005年5月 pp. 278～279）。

さらに『道徳感情論』で展開された「道徳感情」にも相当する人間の行動起点になる動機と社会的交換性向との関係に言及する。すなわち、「人間は、自分が望むものを得るために、同

8) A. スミス『諸国民の富』（水田洋監訳、岩波文庫、1編1章、2000～2001年 p.36）には「ヨーロッパの王侯の生活設備が勤勉で質素な農夫のそれよりも優っている程度は、後者の生活設備が、何万もの裸の未開人の生命と自由の絶対的支配者であるアフリカの国王のそれよりも優っている程度には必ずしも及ばないであろう」という有名な記述がみられる。

胞たちの前に十分な誘惑を置いて、彼らの自愛心に働きかける。この性向のことばは、私がほしいものを私にくれれば、あなたはあなたがほしいものを手にするだろう、というのである。」(同書, p. 279)。ここで「慎慮 (prudence)」という自分自身への配慮と、その配慮を他人の場合も持ち合わせるであろう「慎慮」を介して、計算、打算する能力に至る「自愛心」とが相互理解、交換性向から分業が主体的に展開すると仮説している。生産物の剰余を交換することによって「自分自身で生活の配慮をする必要がなくなる」。よって労働の剰余が生活への配慮を不要化し、生活を豊かにする労働の剰余の交換で、より効果的に生産を遂行する、と。この人間の性向とそれによる結果が、相互交換の基礎にある分業へ、「慎慮」抜きで分業を促すことになると考える。分業の動機を分業を基礎とする人間の動機の基礎に潜在している「自愛心」という理解、説得性向の結果という“予想を介した取引”に求めている。ここで分業が決定的に生産者の「慎慮」、今日の言葉でいえば「モティーフ」、動機という心情よりも、人間相互の組織的結合の成果、分業の前に先立つ生産物の交換性向とそれを実現する他人への説得(現在のマーケティング)という相互作用の中から発展するというのである。

A. スミスの分業論は、市場における分業の原因論として正しいとはいえない。だが、分業論への接近動機は、新自由主義者の考える「自由放任」論と異なり、分業の上に築かれている交換という市場機構の形成・発展がなぜ進んできたかという歴史展開への科学的意識、方法によって解明するという動機、とくに市場参加者の「慎慮」、交換に際する説得という自制的行動論を基礎にしている。そこには人間と市場との対話を基礎にする秩序形成への思考がある。自由奔放という投げやりの自己主張が、市場秩序形成に至るなどという「浅慮」ではないことは明らかである。

しかし、A. スミスは社会的分業と市場の形成・発展とが不可分な関係であることを正しくは捉え得なかった。A. スミスの分業論は無差別な分業概念から組み立てられており、社会的分業も、企業内分業も区別せずに構成されている。それに引きかえ、市場論ではかえって分業の拡大・発展条件を生み出す条件とし、18世紀時代の王政国家権力やそれらと結びついた封建的、絶対王政的独占、いわゆる国家権力に庇護された独占に対する非効率、不公正、生産力発展への阻害条件の発見をはじめ、アメリカ独立戦争を弾圧するイギリス王政の対アメリカ戦争政策を国家の誤りとし、その政策転換を提起し、国家政策を指弾したのである。市場経済発展に対する国家介入の特定の形態に対する誤りを早くから指摘していたわけであり、新自由主義者とは比較ならないほど、市場秩序を乱す国家の悪しき介入を批判し、労働者の組織的団結をギルド的支配から救い出そうともした。それは同時に、近代国家における労働者という働く人間、労働価値説のなかでの人間労働の位置を意識した市場秩序論への視座を秘めていたと評価できよう。しかし A. スミス分業論には、彼の生産力 = 生産性向上の基礎としての分業論がなく、それは結局、価値論の分裂、とくに効用概念への傾斜を含んでいるものであった。

このうち、分業、価値論と市場秩序の観点の一貫性とは別に、早くから A. スミスの市場体

系の近代性、いや現代性を指摘したのは、岡田与好『独占と営業自由』（1975年、木鐸社）であった。この研究の中で岡田氏は、資本主義的市場秩序にかかわる重要な指摘をA. スミス研究を通じて明らかにしている。同書に指摘されているように、ギルド的独占に対しても国家からの自由を勝ち得て、製造業における旧型熟練の解体から自己防衛しようとするギルド的集団の行動は、生産力の進化、すなわち分業の発展を妨げるという理由で分業に基づく企業経営の参入促進を推進しようとしていた。それは、今日いうところの旧型生産力の放棄を迫り、企業生産規模の集約化を進めるといふ、一面的規模拡大の新自由主義的政策とは異なる企業観を有し、国家のあるべき政策が、自由よりも独占資本、その集団としての独占企業体規制に対抗する企業の「営業の自由」制限の根拠を、A. スミスにその原点を見出している。そこには必然的に労働者の自由な移動（ギルド的頸木からの解放）とともに労働者の団結権を承認し、賃金決定に対抗する労働者集団の関与を承認するという近代的思考が、市場秩序形成における「自由」を根拠にしていた、と評価するのである。

ただし、岡田与好氏の問題提起は、新自由主義的政策論における市場論分析の視角を直接的課題としたわけではない。『独占と営業の自由』が扱っている基本論点は、憲法上における「職業選択の自由」と「営業の自由」にかかわって、独占資本の活動規制、「営業の自由」の制限を規定する法規である独占禁止法が、憲法上の基本的人権における「職業選択の自由」と同列に扱えば、独占規制が合憲かどうかという問いが妥当かどうか、ということが争点となる。渡辺洋三、宮沢俊義、高柳真一、今村成和らの諸氏が有する法的見解では、資本主義市場における「基本的人権」のうちに「営業の自由」原則を押し籠めている。このことは経済的民主主義、市場経済における営業の自由との間で、職業選択の自由と営業の自由との混同を引き起こすことになると指摘する。この混同を生じるのは、独占資本の営業の自由権という権利を、国民の基本的人権と同列に置き、独占禁止法における経済自由との相違が見えなくなる可能性があるというのである。この様な理解には基本的誤りがあることから、同氏が経済学的に反論を試みたのであった。

岡田氏のこの見解は、次の点で重要であると思われる。すなわち、新自由主義的市場論が有する古典派経済学の「経済的自由」に対する誤解を是正するだけにとどまらず、経済的自由の意味を抽象的自由一般、基本的人権領域の狭い枠にとどめるべきでなく、具体的産業における「営業の自由」という意義の再確認、および独占規制を始めとする市場の自由に対する経済学的、経済民主主義的論理と、それに基づく市場における活動規制の歴史的展開を取り扱う方法論上の限界を突破する道筋を持っていたことである。というのは、岡田氏によれば、信仰の自由などの精神的自由が、「自由の消極的追求（無信仰の自由、沈黙の自由）」および「積極的自由（信仰の自由、表現の自由）」が「相互に相侵することなく平等に保障されうるし、それぞれの自由の侵害にたいしては、その自由の平等な保障そのものが対抗手段になる」。これに対して「職業選択に自由」は、趣が異なる。というのは、「無職の自由」、「職業法規の自由」

は、社会の特定階層のみが目的意識的に追求し、享受できる“特権”であって、大多数の社会構成員には拒否された特権”である。にもかかわらず職業選択の自由が人権としては、職業変更、職業放棄の自由、無職の自由を含まなければならないかぎり、この自由の行使は他人に対して職業放棄の自由を“強制”することを含む。すなわち、「そもそも商品経済基礎における職業選択の自由は、諸個人間の自由競争を必然化し、資本主義の下では、それは、資本と労働力の移動の制度的保障として、資本のための雇用と解雇の自由の保障が、そのまま、労働者の就業の自由の保障と失業の自由の強制とならざるをえないという事情を必然化するのであって、それゆえ、職業選択の自由は、論理必然的に、他人を害する可能性を含んでいる。このことは、職業が、個人の意思にかかわりのない社会的所与であり、社会的関連のなかでそれを通じてのみ追求されるという事実に基づいているといわなければならない。だからこそ、職業選択の自由は、個人の自由、基本的人権の原理から必然的に要求されるとしても、この基準だけでは正当化されえないという面を具えていることが注目されるのである。」

「職業選択の自由を万人に保障するということと、個人の意志にかかわりのない社会的所与として、それぞれに固有な歴史的編成と性格を持つ諸職業・事業・産業を万人に開放すること (= 営業の自由、筆者挿入) とは、したがって、...職業選択の自由は、個人の自由権として主張されうるのにたいして、後者すなわち営業の自由は、個人の自由の原則に準拠しえず、諸職業・事業・産業の現実に存する『独占』や『制限』の社会的機能と効果についての、一定の具体的な評価を基準にせざるをえない」し、「個人一般、職業一般ではなく、特定の職業、それに従事する特定の社会集団と社会全体との関係」が問われる。この関係が取引を通じて維持・再生産されること、すなわち『個々の営業における』『独占』や『制限』は、一般的には、.....社会全体にとっては『取引の独占』、『取引の制限』を意味し、「『営業の自由』の保障とは一般的に言われるばあいには『取引の自由』を社会関係に一般的規制原理とするものであって、それは『公序』についての一定の理解と判断を基準とするものであり、人権として必然化されるものではありえない」(以上、岡田『独占と営業の自由』pp. 36~38)。

この営業の自由を職業選択の自由という一般的自由権から区別し、具体的自由権論議における具体的社会関係の中で取り扱うべきことは、経済学的に言えば資本の自由と労働の自由における基本的自由度の落層、資本移動の自由とそれに規定され、従属するだけでなく、職業選択の制約、失業の自由の強制という“実害”を伴う、という具体的事態に絡む自由権なのである。この指摘の重要性は、「営業の自由」概念を明確にしたという指摘自体の重要性とともに、古典派経済学者 A. スミスの「取引の自由」における自由主義的体系の理解にかかわる点に関わって、さらに注目すべきなのである。すなわち、新自由主義者が否定する古典派自由主義は、レッセフェール、自由放任の無責任さに尽きると考えられているが、この新自由主義者の指摘とは逆に、古典派の経済的自由主義が市場に対する国家や公共団体等の統治機関の干渉一般の排除を要求する主張とも全く異なることを意味する。すなわち、岡田氏によれば A. スミスは

「この種の干渉の客観的基盤をなし、法制的に、事実に、取引の制限や不公正な取引を社会に対して強制するところの、産業や職業の『独占』組織の排撃を根幹とする」ということ、つまりスミスの主張は、独占擁護を図る国家干渉の排除を意味する営業の自由であり、それを経済民主主義に根本に据えているという点にこそ A. スミスの主張があるという点である。経済的自由、国家容認の独占という“特権の排除”をもとめる「営業の自由」であるという点が重要なのである、という指摘である。

このことに加えて日本では、とくに財界等には、独占規制が、「営業の自由」原則を限りなく国家の干渉行為に近いという認識が強い。この見解は、まさに新自由主義者が誤解している古典派経済学の経済的自由の主張に回帰する主張である。この主張が40年間近い近年における新自由主義政策志向時代の流れと合流し、小さな政府論、規制改革の流れを合流してきている。市場機構やその運営には、さまざまな問題点や欠陥がある。しかし、問題や欠陥があるからと言って、市場の排除などという極論は別として、市場は国家の干渉、公的介入の排除などの簡単な対応策で、円滑な処理ができるような性格のものではない。

ネガティブな規制ではあるが、むしろ一定の規制、とくに独占規制、労働者の団結の自由・組織化の促進等、近代社会の歴史的運動の到達点とともに、古典派経済学が主張した“政治経済学”的規制が基本でなければならない。

しかし、新自由主義的主張の最も強力な主張者であった F. A. ハイエクは、市場が人間による予測などができない「自生的秩序」に属する対象であり、人間による「知では乗り越えられない限界」に位置する形成原理を持っていると考えている。設計主義的合理主義、集産主義という計画化の無意味さ、そしてその根拠と考えている「社会的な知」や「共同的知的生産」などは及ぶ領域ではない、というのである。

以下で若干ハイエクの主等を検討してみよう。

5. 新自由主義的市場論批判 F. A. ハイエクの「自生的秩序」的市場論

F. A. ハイエク等の新自由主義的市場論は、一つの体系に集約されているとは言えない。ロストウなどのように「市場の欠陥」を市場自ら補正できない場合には、ナチス国家的な「強力国家」の出現にも限定的に理解ある態度から見ると、国家介入の容認論とは大きく異なる。新自由主義の守護神ともいうべきハイエクは、第二次大戦中は欧州、そして戦後は主にアメリカで活動するが、戦後ドイツのオールド・リベラリズム（秩序重視自由主義）の「国家が主宰する市場」論、「社会的に組織された市場」論などとも異なる。ハイエクは新自由主義思想を体現した1人であるが、彼は以下のように言う。

ハイエクは『隷属への道』（1944年、西山千秋訳、春秋社、1992年10月刊）において以下のように述べて、市場に対する基本的性格付けをしている。（新）自由主義の基本原則とは次の

点にある。すなわち、(新)自由主義の「最も基礎となる原理は、……社会それ自体が持っている自生的な力を最大限に活用すべきだということ、そして強制は最小限に抑えられるべきだということであり、この原理は、実際の適用に際してはほとんど無限のやり方がある。これを具体的に言えば、競争ができるだけ効率よく働くシステムを慎重に作っていくことと、現に存在している習慣的制度をあるがまま受動的に受け入れることとの間には、非常な隔りがある。」と述べている(同書、p. 14)。ここで言われている「自生的な力」の精髓を有する社会組織、それがハイエクの新自由主義的市場である。市場は、国家権限によって形成された「設計された秩序」、その下で国家によって「監督される秩序」をもつ社会組織であるべきではない。市場は、まさに「自生的な力」によって形成される複雑で、発展する形成原理を持っているからだというのである。この点にハイエクが信頼に値する社会組織であると主張する市場組織であると強調する理由がある。

ではここでいう「自生的な力」とはどのようなものだろうか。第一にその「力自体」とは、「言ってみれば、真の自由主義者の社会に対する態度は、園芸師が植物に向かう時のそれに似ている。植物の成長に最高の条件を作るために、園芸師は植物の体質やその機能をできるだけ知っておかなければならない。それと同じことが自由主義にも要求されるのである。」(pp. 15~16)。ここで市場を植物と同列に扱うアナロジーが必ずしも適当であるとはいえないだろう。しかし、市場には人間、すなわち国民、市民が介入しがたい社会組織であるというハイエクの市場観が黙示されている。ここでハイエクが主張する要点は何かといえば、以下がその要点であろう。すなわち、「真に問題なのは、---個人の知識やイニシアティブがいかに発揮され、それぞれがもっとも効果的な計画を立てられるような条件を作り出すということだけに、政府権力は自らを限定すべきなのか、それとも、われわれの諸資源を合理的に活用するためには、意識的に設計され『青写真』に基づいて、人々のあらゆる活動が中央集権的に統制・組織されることが必要なのか、ということである」(pp. 40~41)。ここには今日まで日本において主張されてきた構造改革路線の政策担当者が繰り返し述べた政治スローガンと重なるものが多い。

だが、「計画主義者」と「(新)自由主義者」との差異を強調する論法は、ハイエクがいう「統制」か「自由」か、という二分法的思考から導かれて、いずれか一方を選択させる誘導論だけではないであろう。市場が有する「自生的な力」の概念にかかわる論点が埋め込まれている。それに対して、政治経済学は、例えば A. スミスなどの古典派経済学者が考慮したところの、自然法的「市場調整」メカニズムの承認、そしてその根幹に国家と市場との関係に、市場機能に対する国家介入の積極的意味を据えていることである。それは、市場への国家の対応が、市場を国家規制下におくのかそれとも国家規制から解放するのかという一般論ではない。既述したように市場当事者間の具体的関連性を踏まえた社会制度的仕組みの必要性を見ていたのである。あるいはマルクスがいうように、独立した商品生産者を表象して市場参加者が相互に「対話」・「交渉」する商品市場の交換機能を、貨幣出現にまで追求し、市場の基礎的構造を生

成させるに至る「自然史的過程」と把握する。社会的市場の機能形態を発現する原理的基礎が、商品交換という狭い枠自体の中にあるのではなく、社会的分業を基礎とする市民的社会から切り離しえない社会的関係、ないしは市民社会が市場と国家との政治過程関係の中にこそ関係付けられていたのである。このような総合的思考の認識にかかわる社会科学的根拠に関する論点が据えられなければならない。「青写真」型に「設計された秩序」か、個人の自由に関する「目的限定的な政府権力」の自由主義的創出原理の具体的争点だとハイエクはいうのである。

しかし、近代国家にとどまらず、国家は好むと好まざるとにかかわらず、市場にかかわること自体、だれも自由選択ができない関係に置かれている。この関係の中で、市場対国家の紐帯（すなわち、国家権力行使における人間の資格、素養に関する信認を前提）を自覚した上で、政治的選挙過程という手続きを経て、民主主義的に選出された議員等が、社会化した「自覚的知」を体现する国家と市場の体系的につながる。しかしハイエクの主帳には、経済活動の中核に座る企業はあっても、市民が市場と法的、行政的にかかわる経路が見えていない。加えて、市民・国民はすべて、市場の参加者、その社会的主体性の中心的性格の主張が弱い。ハイエクが言うような近代社会の個人が「知識の散在」ゆえに市民は市場との関係において市場機能に黙して委ねるという宿命論的で、狭隘な市場帰依を黙認させるものである。しかし、現実的にも、論理的にもこうした論議を肯定する根拠をハイエクのなかには見出せない。

個人の自由選択にゆだねるべきだとするハイエクの新自由主義主張の根拠を、「知の散在」ゆえに、市場に委ねるべきことの方が利益が多いというのである。それは、むしろ市場参加者の各主体が、市場の結果に対して受容的でなければならないという主張とも連なる。しかし市場取引の現実の結果は、様々な格差や失敗と対峙しないわけにはいかない。市場がもたらす社会的交換の結果に対して、参加者は市場取引の日常的経験から絶えず次の取引対応を再考する。これらの積み重ねを体験し、この体験を経験化し、学習過程にする。それゆえ、予期しない不幸な結果に対して、事後的ではあっても宿命論的に「自生」的秩序だけを容認するわけにはない。人々はそういう場面を度々体験する。この点でハイエクが犯している誤りの主要点は、市場が決定している価格、取引量等の現実的諸結果は、それ自体の合理性を証するほどの実証性はどこにもない、ということである。この指摘に耐えられる市場機能の実体的規定を示せないことに、ハイエクの誤認がある。

確かに近代というより、現代国家の国家経済計画は、市場に対してハイエクがいう「自生」関係に一定の歪みを与える。国家介入による歪み以外にも、過剰生産、独占・寡占企業が生み出す市場機能の歪み、中小企業が強いられる過当競争が引き起こす市場機能の歪み等々がある。だが、これらの歪みは、市場自体に生じている内生的歪みが基本である。そのうえ、国家介入による外生的歪みを受けることに対して、この歪みを市場参加者がどの程度判別できるか。それが市場の歪みを是正できる社会的力量を示すのである。市場機能の合理性や納得性を持つ市場という社会組織は、市場が基本的に歪む可能性を抱えた社会的組織であり、その機能をあ

る程度を抑止し、是正の内実を判定するには市民的力、それを体現した国家機能に依存するほかにないのである。

ハイエクの市場論は、市場自体を「自生的な力」に委ねる以上、市場自体が機能的歪みを矯正する客観的、社会的表象を何も持たないのでは、彼の「自生的な力」をアプリアリに容認するわけにはいかない。ハイエクが寄り添う個々の市民というのが、自由に選び得る市場型自由が有するという新自由主義者の主張の合理的根拠は、新自由主義的思想が持つ市場機能への過度な信頼を押し付けるしかけになるだけだと考えられる。これは決して市場の理論的、事実的検討の結果から生まれた理論とはいえないからである。この主張は、むしろ国家政策、市場の管理者である“陰の機関”的組織の形成・維持を必然化する志向性を有しているという意図が見えてくる。

資本主義的市場は確かに、資源の配分、生産物の社会的成員間の分配等に関して、国家等の政策的、強制的合意（合意というものは絶えず一定の妥協的な条件制約的事象だからである）は国家が有する目的に順調に沿って動くとは考えられない。過去における社会主義体制でもこうし実行上の制約条件は認識していたはずである。予期できない事態に対して、「自生的な力」を有する市場動向には、常に事後的に対処しなければならない課題が生まれてくる。加えて市場対応が「自生的な力」という組織的性格から、価格等、市場組織の決定に関して適正な「自生的な力」に寄り沿っているのかどうか、個々にそれを、個人が判断する手段はない。そういう欠陥をもつ市場機能という現実に対し、市場参加者の判断主体をハイエクは何ら考慮していない。ここでは国家はむしろ陰に隠れている方がよい、という彼の国家論の特徴が見えてくる。「集産主義」体制批判論はあっても、国家論排除の市場重視型の新自由主義が持つ裏面の主張が、ハイエクの市場論が有する基本的特徴だという自覚は持てないのである。

ところで、ハイエク市場論の真の狙いは、市場を「自生的な力」を主張するというよりも、市場の機能的役割に対する組織的決定に対する統制力、管理力という権限ないしは市場権力を民間企業等の事業組織行動のための代行機能にすること、そのことに基本的動機があったと見ることができる。新自由主義は、市場の守護神としての「自生的な力」、市場の社会的力を担うのは企業をおいてほかになく、当然大企業の力量を体現することに導く。このことを前提にした思想といえよう。これら大企業の力量を国家規制から解放することこそ、計画経済体制への対立的主体による対抗軸と考えていたのである。この対抗軸の基本は、思想的には「ゲームのルール」に相当する「法の支配」、すなわち「個人は自由にその目的や欲望を追求することができ、政府権力が意図的にその活動を妨げることはない」（p. 92）という程度の法の支配を運用する「小さな」国家機能、すなわち「小さな政府」論にほかならないのである。

今日の状況を考慮するとき、「自生的な力」を基礎とする市場秩序形成論に対する真の脅威は、“債権化”商品、企業組織を商品市場に登場させる等、総体的商品化および多様な商品の商品化市場を、金融機能の中に巻き込むことを容認する。それは最終的に企業組織による商品

市場の独占的機能の拡大の結果にほかならないのである。それはまた、「法の支配」による、「知の商品化」が生んだ市場の歴史的新段階ともいえる。そういう点で市場への国家等の公的介入がないがゆえに、「自生的な力」による市場自壊現象が生じた実証例が、今日の金融システム危機とそれが引き連れてきた世界同時大型不況という結果だとえよう。

同時に、ここには、新自由主義、とくにハイエクの人間観はかなり独自であることも指摘しなければならない。特に社会的側面に対する個人ないし市民、市場に対する個人の位置付けも狭隘である。社会主義体制が出現する以前に位置するベンサム、スミス、ヘーゲル以来、資本主義社会の「個人主義」とそこにおける「自由」は、封建制度、絶対王政体制に対する抵抗ないしは体制転換、すなわち「体制からの自由」を含んでいた。すなわち、市民にとっては自由とは、市場関係に対する自由（市場からの自由はないとしても）はもとより、市場への自由にとどまらず、「法の支配」を媒介する政治経済体制に対する社会的、政治的活動の自由、さらに政治への参加（社会的労働を基礎とする国民的レベルでの選挙規定などの社会権という法的な現実的基礎）を意味している。したがってそれらにかかわる思想やその表現の自由を、国家による法的承認という形式をとって実質化する。当然それが信仰、思想、言論、表現等の市民的自由を含んでいた。

「身分による支配」から「契約の支配」・「法の支配」へという社会制度の進化、文化の進化が、計画化の下では、逆転するとハイエクはいう。すなわち、「形式的法の支配」としての「法の支配」によって「法の前における平等」関係が「政府当局によって特定の人々に与えられる法的特権」と化す（p. 100）。逆に、「不平等は、非人為的な成り行きでそうなった（不平等や不幸という事象---筆者挿入）のなら、意図的計画によって課せられるよりも、ずっと耐えやすく、また当人の個人的尊厳を傷つけることも少ないだろう。競争社会においては、ある人がどの会社からも仕事を必要とされない、----としても、その人に対する軽蔑を意味するものでないし、その人の人間的尊厳を傷つけるものでもない。----ともあれ、失業や所得の損失は、どんな社会でもある人々の上に発生するものだが、それが当局によって意図的に課せられたものではなく、運命の巡り合わせに過ぎないということならば、人々の自尊心が傷つくこともより少ないであろう」（p. 136）。

ここには法の支配ではなく、市場支配が人間の社会的格差出現や失業発生を公認させる政策を導く発想を有している証しといわなければならない。

むすび

日本経済は、世界的金融システムの埒外にいるという感覚が強かったようにみえる。そのため、アメリカ金融機関に生じた経営危機を活用して、日本の金融機関、証券会社等が、メイド・バイ・ジャパン型姿勢で、一気に M&A 攻勢を仕掛けたことなどによって醸成されたのか

もしれない。しかし、産業構造的に日本経済は、国内市場開拓を近代社会移行以来、軽視してきた風土がある。これが常に世界経済の困難に際して、自らの経済体質、経済構造的な脆弱さを露呈する契機になってきたことを想起しなければならない。

現実には、日本経済の打撃は想定よりも大きくなる可能性が高い。この現実こそ、真に市場を制御する政策論議に欠かせない経済学的課題を数多く提起している、という認識を持たなければならない。こうした課題に向かって、活発な論議を進めるとともに、市場経済の基本的改革、より機能的、合理的市場経済システム構築か、新体制転換等の論議をすべき時期である、と思われる。